

○長門市介護人材確保協議会設置要綱

(令和4年3月9日要綱第5号)

(設置)

第1条 長門市における介護人材の確保等に向け、現状を把握するとともに、具体的な課題について公民一体となって連携した取組を行うため、長門市介護人材確保協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 介護人材の現状と課題に関する事項
- (2) 介護人材の確保等に係る取組の検討及び実施に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者の中から10人以内の委員をもって構成する。

- (1) 介護サービス事業者
- (2) 介護支援専門員
- (3) 社会福祉法人長門市社会福祉協議会職員
- (4) 公益社団法人長門市シルバー人材センター職員
- (5) 関係行政機関職員
- (6) その他必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議には、必要に応じ、構成員以外の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。